

令和4年2月17日
企画総務部契約検査室

大牟田市建設工事等に係る業者の指名停止等の措置について

指名停止措置

1) 業者名

パシフィックコンサルタンツ(株) 九州支社
福岡県福岡市博多区博多駅中央街7-21

2) 事実概要

本件は、パシフィックコンサルタンツ(株)の社員が、富山市が発注した設計業務において、公契約関係競売入札妨害容疑で、令和4年1月24日、富山県警に逮捕されたものである。

3) 大牟田市の措置

ア) 指名停止措置理由

当該業者たるパシフィックコンサルタンツ(株)の社員が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されたことは、大牟田市指名停止等措置要綱別表第2第6号(談合)に該当するので指名停止措置を講ずるもの。

イ) 指名停止措置期間

令和4年2月17日～令和4年8月16日

大牟田市指名停止等措置要綱 別表第2 (贈賄及び不正行為等に基づく措置基準)

措 置 要 件	期 間
(談合) 6 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内